

障害のある学生への修学支援ガイドライン

令和6年1月20日学長決定

1 基本方針

本学は、令和3年10月1日付け「公立大学法人京都市立芸術大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に基づき、本学に入学しようとする者及び在籍する全ての学生が障害の有無に関わらず等しく学修できる機会を確保するための支援を実施する。

2 支援対象及び範囲

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能障害（難病含む）があり、障害及び社会的障壁^{※1}により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生を対象とする。

また、支援の範囲は、オープンキャンパス、入学説明会、入試、入学から卒業までの修学に関する事項、進学・就職に関する事項を対象とする。

※1 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう（障害者基本法第2条第2項）。

3 本学の責任体制

本学における、障害のある学生（以下「当該学生」という）への支援の最高管理責任者は、理事長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の当該学生等に対する受け入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、最終責任を負うものとする。

また、学生部長は当該学生が本ガイドラインのもと、必要な支援を得て適切な学修の機会を得られるよう統括する。

4 支援体制

当該学生の相談を受ける場所として、保健室内に「障害学生支援相談窓口（以下「相談窓口」という）」を開設するとともに、障害学生支援担当（以下「支援担当」という）を置き、当該学生の修学上の困りごとや合理的配慮^{※2}の申請等の相談を受ける。

修学上の当該学生への支援の主体は、各学部や研究科等の非常勤を含む授業担当教員であるが、修学以外の場面でも、障害の有無に関わらず、学生が等しく学生生活を送ることができるように、支援担当、学生・国際担当、音楽教務担当、美術教務担当、保健室、学生相談室、キャリアデザインセンター等が連携し支援を行う。

なお、入学前の当該学生への支援は、入試担当が主となり、支援担当などと連携して、合理的配慮を行う。

※2 「大学等における合理的配慮」とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている（障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ））。

5 教育方法及び評価方法

授業担当教員は、当該学生に提供する教育について、その目的・内容・評価の本質（カリキュラムで習得を求めている能力や授業の受講、入学に必要とされる要件）を変えないことと、提供方法を柔軟に調整することにより、障害のない学生と同等の条件下で学べるように配慮する。

特にシラバスは、当該学生が授業を受けるに当たって大学等からの支援が必要かどうかを事前に検討するうえで重要な情報となるため、シラバスに記載されている情報が、当該学生の参加を妨げるような記載にならないよう意識し、当該学生が支援の要否を判断できるものにする必要がある。

なお、成績評価においては、教育目標や公平性を損なうような、評価基準の変更や合格基準を下げるなどの対応は行わないよう留意する。

6 支援の流れ

(1) 相談

障害や病気等による修学上の困りごとの相談や配慮が必要な学生（家族等）は、WEB フォーム、電話、来室等で相談窓口へ相談を申し込む。教職員が学生について相談したい場合も同様とする。

授業担当教員が学生から直接配慮を求める相談を受けた場合は、まず教育的配慮（教員の創意工夫での配慮）を検討及び対応し、教育的配慮では対応できない場合（例えば、機材の購入が必要な場合や他の授業でも同様の配慮が必要な場合等）は、相談窓口へ学生をつなぐ。

教員が自身の授業内で教育的配慮を実施した場合、本学としての学生支援状況の把握をするため、当該学生の同意を得たうえで、相談窓口へ学期毎に実施状況を報告する（なお、報告内容は、学生が特定される情報（氏名、学籍番号等）は除くこととする）。

(2) 面談

相談の申込みがあれば、支援担当及び学生・国際担当の職員と相談や配慮を希望する学生（家族等）との面談を実施する（必要に応じて、授業担当教員も同席する）。

その際、支援担当と学生・国際担当の職員は、学生が修学上困っていることや希望すること等について聴き取り、合理的配慮の必要性や妥当性を加味したうえで、具体的な配慮内容についての建設的対話^{※3}を行う。

※3 建設的対話とは、障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合いのこと（障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ））。

(3) 申請

面談の結果、当該学生が修学上の合理的配慮の提供を希望する場合は、根拠資料となる障害や病気等に関する診断書等と併せて当該学生自身が申請書を相談窓口へ提出する。その際に、支援担当が当該学生の個人情報等を関係者間で共有する同意を得る。

(4) 合理的配慮の決定

当該学生との建設的対話によって、確認された方向性や内容を基に支援担当が授業担当教員へ通知する文案を作成し、相違がないか学生に確認する。そのうえで、次のメンバーで授業担当教員へ通知する内容について確認及び合理的配慮の要否の判断を行う。

協議メンバー：学生部長、学生委員長（美術又は音楽）、教務学生課長、学務担当課長、学生・国際係長、教務係長（美術又は音楽）、支援担当（必要に応じてカウンセラーや医師等の意見を聴取する）。

合理的配慮の提供に際し、多額の予算や重要な決定が必要と判断された場合は、全学学生委員会で協議し決定する。また合理的配慮を実施するに当たり、備品や機材等の購入、医療機関・支援機関との連携、協働に係る予算が必要な案件については、適宜、対応できるよう関係部署間で調整を行う。

(5) 決定内容の通知及び対応

合理的配慮が決定された場合、支援担当から「合理的配慮依頼文（学生部長名）」を授業担当教員に通知する。授業担当教員は、上記依頼文に基づき、当該学生と授業における具体的な配慮内容について、建設的対話を行ったうえで合意形成を図る。

なお、授業担当教員が当該学生との合意形成が出来ない場合や配慮内容について判断が難しい場合等は速やかに支援担当に相談する。

(6) 合理的配慮開始

授業担当教員は授業での合理的配慮を開始し、必要時学生と面談を行い、適宜軽微な変更や調整を行う。当初の配慮内容に大幅な変更や調整等が必要な場合は、改めて支援担当が学生と面談する。

また、授業担当教員は、合理的配慮の提供を開始後、速やかに相談窓口にて配慮内容を報告する。

(7) 学生及び授業担当教員からのフィードバック

前期、後期の終了前に合理的配慮を受けている学生と支援担当が面談を実施する。また、授業担当教員は、合理的配慮について支援担当にフィードバックする。その結果を踏まえて、支援担当が必要な修正や調整を行う。

(8) 入学前の学生への対応

学校説明会や入試等で当該学生から支援の相談や要望があった際は、入試担当が窓口となり、内容の聴き取りを行った後、支援担当へ相談のうえで、(4)の協議メンバーと共に合理的配慮の調整や要否の決定を行う。その後の当該学生と入試担当の建設的対話を経て、合理的配慮の提供を行う。

7 ガイドラインの修正や更新

本ガイドラインは、障害者差別解消法など関連法規の改正、相談事例、裁判判例、障害者支援技術の進歩、及び本学の教育体制や支援の状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

＜参考資料＞ 学生が修学のための合理的配慮を求めた際のフロー図

